



議会だより

●平成二十一年第四回定例会

●もくじ

審議された議案と結果……………	P 2
一般質問……………	P 4
決算特別委員会質疑要旨……………	P 8
(表紙写真 喜茂別保育所おゆうぎ会)	

第133号
平成22年2月

発行／喜茂別町議会 編集／喜茂別町議会
議会広報編集委員会



平成21年第四回定例議会

審議された議案と結果

第四回定例会は、12月16日から17日までの2日間の会期で行われ、冒頭、町長より、まちづくり懇談会の開催状況、農業振興施策の方向性の2件について行政報告があり、続いて、鹿討議員・館内議員による一般質問が行われました。

議案の審議については、決算特別委員会（富田泰光委員長）で審査された、平成20年度各会計の決算が認定されたほか、人事に関する諮問1件、条例の制定及び一部改正、一部事務組合及び広域連合を組織する市町村の数の増減に関する議決、補正予算案など、議案7件、意見案2件が審議され、いずれの案件も原案どおり可決されました。

また12月29日に、総務・経済両常任委員会、市街地活性化計画調査特別委員会による所管事務調査を実施し、総務常任委員会では、喜茂別保育所民営化計画案による保育所の民間委託に関する件、経済常任委員会では、公共下水道事業受益者分担金の取扱いの件、市街地活性化計画調査特別委員会では、多目的センター建設工事の状況や郷の駅きもべつのトイレ及び情報発信プラザの視察を行いました。

認定第4号

平成20年度喜茂別町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号

平成20年度喜茂別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号

平成20年度喜茂別町簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号

平成20年度喜茂別町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
（認定第1号から認定第7号までの、平成20年度各会計の決算については認定されました）

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
小柳捨次郎さん 字喜茂別1番地の21
任期 平成22年4月1日から
平成25年3月31日まで

議案第1号

郷の駅ホツときもべつの設置及び管理に関する条例の制定について
原案同意（適任）

本条例は、「郷の駅ホツときもべつ」の設置及び管理に
関し、必要な事項を定めることを目的として制定するも
ので、管理施設は、トイレ、情報発信プラザ、イベント
交流広場、駐車場となっております。

また、国道の改良事業により設置されたバスレーンが
1月から運用開始となり、トイレ等の利用が見込まれる
ことから、本年度の管理は町の直節管理となりますが、
来年度以降の管理方法について、町が直接行うか民間に
委託するか、新年度予算までに決めたいと、町より説明

認定第1号

平成20年度喜茂別町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号

平成20年度喜茂別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号

平成20年度喜茂別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案
第2号

を受けております。

喜茂別町多目的センター設置条例の制定について

原案可決

本条例は、喜茂別町多目的センター（きもべつすみ）（な）が、平成22年3月から供用を開始することに伴い、設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的として制定するもので、管理する施設としては、喜茂別町保育所、喜茂別町子育て支援センター、コミュニティセンターとなっておりあります。

原案可決

議案
第3号

喜茂別町生活安全条例の一部を改正する条例の制定について

平成16年12月に議員立法で制定された犯罪被害者基本法の趣旨を踏まえ、犯罪被害者の定義や支援など、関連部分の追加を行うため、条例改正を行うものです。

原案可決

議案
第4号

北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について

平成21年に、湧別町と上湧別町が合併したことに伴い、組合を組織する市町村の数に変動が生じたため、議会の議決を求めるものです。

原案可決

議案
第5号

北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について

平成21年に湧別町と上湧別町が合併したことに伴い、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、関係町村と協議するため、議会の議決を求めるものです。

原案可決

議案
第6号

後志広域圏振興協議会の廃止に関する協議について

平成21年3月31日をもって国の広域行政圏計画策定要綱が廃止され、後志の広域行政圏も一定の役割が終了したと関係町村長の意見がまとまったことから、平成22年2月28日をもって後志広域振興協議会を廃止するため、議会の議決を求めるものです。

原案可決

議案
第7号

平成21年度喜茂別町一般会計補正予算（第8回）

財政調整基金積立金1百28万円、全国瞬時警報システム整備工事費5百56万5千円、旧丸紅石油社有地購入費3百39万円、俱知安厚生病院救急医療等体制整備補助金4百97万4千円など、1千9百万6千円の増額と、事業確定による減額2千16万6千円、子育て応援特別手当の事業執行停止による減額2百77万8千円、人事院勧告の実施及び職員の退職による給与費の減額3千8百31万4千円など、6千1百65万8千円の減額により、補正前の予算総額から4千2百65万2千円を減額し予算総額は29億1千8百75万1千円となります。

原案可決

意見案
第1号

新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見書

提出者 越後耕司議員

賛成者 日下博文議員 富田泰光議員

意見案
第2号

平成22年度戸別所得補償モデル対策および関連政策に関する意見書

提出者 越後耕司議員

賛成者 山下秀喜議員 富田泰光議員

（いずれの意見案も原案可決）

一般質問



鹿討成幸議員

住宅使用料の滞納整理について

平成20年度各会計決算審査意見書の「審査の総括意見」の中で、公営住宅使用料の現年度分は、調定額の6・6パーセント（前年度5・2パーセント）3百82万9千円の収入未済額が発生しており、過年度分に対しては5パーセント（前年度12・6パーセント）の収入であり、監査委員としては、公営住宅入居者の保証人に対する通告を行うなど、徹底した処理が必要と考えますと述べられております。

滞納額の整理については、「喜茂別町営住宅等家賃滞納整理等事務処理要領」により事務処理の手続きが定められており、職

員が滞納整理にあたり誠意努力していることも理解してますが滞納相手は顔見知りであり、しがらみ等もある中で強く催促できず、住民側にも甘えが生じているように見受けられます。

また、要領で定められている納付の催促、個人催告、納付指導、連帯保証人に対する納付協力依頼、生活保護世帯に対する納付指導等の事務処理が適切に速やかに執り行われない場合は、さらに滞納額が増えることになり、これは、財政の健全性、町民負担の公平性からいっても重要な問題と考えられます。

そこで、1点目として、これまでの滞納者及び滞納した場合の事務処理について、どのような状況になっているのか。

2点目として、要領に基づいて処理が行われない場合、第7条の退去者に対する納付指導など、以後の処理の進め方に無理が出ると思われれます。

また、この厳しい経済情勢の中で、経済的に苦しい立場に置かれている滞納者に対して、十分な調査を行った上で、さらに町民及び議会の理解を得ながら、使用料の減免や徴収の猶予等の適用も行うべきだと思いますが

考えを伺います。

借り上げ型町営住宅制度について

本町の町営住宅は老朽化が進んだものが多く、すべて世帯用で、若年、単身者用町営住宅が無いなど、これからの高齢化社会や多様化する住民ニーズに的確に対応した対策に取り組むことが必要と思います。

特に、喜茂別町で働き、定住したいと願う収入の低い若者にとつては、公営住宅が整備されていないため、近隣の町村の公営住宅等に行かざるを得ない状況となっております。

昨今、民間業者が建設した住宅を借り上げて、町営住宅として利用できる制度を、多くの自治体が活用しておりますが、喜茂別町では、まだそのような住宅はなく、これからは、単に公営住宅の供給のみを住宅行政の対象とするのではなく、幅広い民間資本の活用も必要ではないかと考えます。

借り上げ型町営住宅は、中心市街地における賃貸優良住宅の増加や公営住宅建て替え投資の節減等が期待されます。

また、住宅オーナーにとつても、町が借り上げることににより投資のリスクが軽減されるといったメリットが考えられます。

既存町営住宅の現状と居住者のニーズを的確に把握した上でこの制度の導入を検討される考えについて伺います。

空き家の活用対策について

空き家を活用するといってもその実態が分からなければ活用もできませんが、町内に空き家が何軒あり、どこに所在し、面積はいくらで、利用可能であるかどうか等の点について把握されてはどうでしょうか。

古い空き家が多いと思われませんが、実態把握をすることで多方面での活用が考えられます。

例えば、ある自治体では空き家をリフォームし、町営住宅として民間に貸しているところもありますし、前述の借り上げ型住宅の一つのやり方でもあるのではないのでしょうか。

また、Uターン、Eターンを考えている人や、札幌、千歳、苫小牧などの近隣の都会人に向け、週休2日制を利用した田舎

暮らしを楽しむ、安価なセカンドハウスの提案など、こういった情報を、空き家情報として喜茂別のホームページに載せ、日本中に情報を発信することも可能となります。

こうした過疎対策にもつながる空き家活用対策の推進について、考えを伺います。

菅原町長

最初に、住宅使用料、滞納整理についてであります。町営住宅使用料の滞納整理については、平成20年度決算特別委員会において、各委員のご指摘や監査委員の審査の総括意見に述べられていることを真摯に受け止めているところであります。

現在、ご指摘の連帯保証人に対し、滞納整理に協力をいただいている段階であります。

鹿討議員が職員と滞納者の関係について述べられておりますので、滞納者の傾向について述べさせていただきます。

社会、経済の変化が著しい昨今であります。近年に限っては、滞納者に大きな変化は見られなく、一人あたりの滞納額が増加しております。

鹿討議員が懸念されてお

す、職員と滞納者間による甘えについては、疑義を持たれないよう重く受け止めなければならぬと考えております。

さて、第1点目の質問については、先程申し上げたとおりですが、この12月は、滞納者に催告書を送付する大事な月でありますので、条例に従い、さらなる努力を行ってまいります。

2点目につきましては、最終的に訴訟による解決を行わなければならぬことを前提に、滞納整理を行ってきたとは言いがたく、これまで訴訟の経験もありませんが、これまでの対人関係を重視した整理の仕方に重きを置くことではなく、本町の条例や法律の予定した手続きを尊重し、滞納整理事務を行わなければならぬと考えており、町民負担の公平性から、適切な対応を行ってまいります。

なお、法令順守を基本とするためには、より一層の法的事務が必要となりますので、弁護士への相談、もしくは顧問契約等により対応すべきものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、経済的困窮者に対する配慮についてのご指摘について

は、条例でも、減免、猶予等の用意もありますが、これまでに履行したことはなく、周知不足と思われるものの、積極的に宣伝するものではないと考えておりますので、入居時の説明等において、周知方、工夫を行ってまいりたいと考えております。

以上、住宅使用料の滞納整理について申し上げますが、多くの方は、いかなる状況にせよ納期を守り、完納に努めていただいておりますが、残念ながら一部の方々においては、生活が安定し保証されているにもかかわらず、滞納してしまうと考えられますので、厳しくも粘り強く徴収に努めてまいります。



成 人 式

次に、借上げ住宅の関係ですが、定住を促進する上で、住宅の確保というのは、最も重要なことで、これまで本町においては、補助事業により整備に努めてきたところであります。

単身者向け住宅は、平成7年度に大町にエルコートとして建設した18戸となっております。

収入が一定額以上なければ入居できない特定賃貸住宅は、所得の上昇が見込まれる方が入居可能となっております。平成8年度の公営住宅法の改正により、過疎地域においては、同居親族のいる世帯や高齢者等の入居を妨げない範囲において、特例として単身者の入居も認められておりますので、このような情報提供の徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、借上げ型町営住宅については、国の補助メニューによる整備となると、入居基準等の規制が多く使い勝手の良いものとは言えず、市街地では、既存民間アパート等の共存のことも、地域では、住宅施策による地域再生がありますので、民間資本を活用した住宅施策における負担の方法や本町に適した手法の検討については、商工会や

地区会等とも協議を行い、進めてまいりたいと考えております。

次に、空き家対策の関係については、実態把握が第一ですがこれまで空き家活用のための調査をしたことはなく、定義は若干違いますが洞爺湖サミットの際に廃屋調査をしたことがあります。

この時点で、町内の40軒程の廃屋を確認しておりますが、これら廃屋の中で、リフォームすることで、新たな利活用が行えるものもあるかと思えます。

現在、北海道のモデル事業の集落支援員活用事業で、栄、比羅岡地区における空き家の調査を行うこととしており、その成果を踏まえ、今後の空き家の利活用に関わる所有者等とのルール作りや、それらを発信する空き家バンクなどを整備することにより、定住促進やマルチハビテーション（複数居住）など過疎対策としての有効な取組みになると認識しております。

今後においては、利活用について、積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。



館内 栄議員

農業振興について

9月定例会において、同僚議員より9点の農業振興についての質問がありました。新規就農や後継者の就農支援に関して質問をいたします。

現在、町内の農業者は90戸とも百戸とも言われており、この先の農業者の高齢化や担い手不足を考えたとき、20年後、30年後の農家戸数は、30戸程度になるのではないかと予想され、大変心配いたしております。

このような状況を考えたとき本町の将来における農業人口の推移というものをどのように捉え、これらに関する町外への情報発信というものをどのように行っているのか伺います。

また、町内の農業者宅を訪問したときの会話の中で、うちは子供が娘ばかりで婿さんが来ないときとあきらめている農業者も多

く、町内の農業後継者の中にも独身男性が相当多くいると聞いております。

こうした状況の中で、隣の京極町では、認定農業者協議会がホームページに農業後継者の結婚支援を載せていると聞いております。

本町も、北海道の担い手センターに情報提供をするなど、農業人口を減らさない工夫や農業後継者の花嫁対策を考えるべきだと思っております。これらの対策について伺います。

郷の駅エリアの商業施設の安全について

現在、郷の駅エリアの商業施設が工事中ですが、外観から見ると、商業施設と裏側の町道との間が、あまりないように見られることから、冬期間に屋根から雪が落ちて、通行人や車に被害を与える心配があります。

建築時の確認申請が出された際のチェック等、確認の有無や建築法上の問題点の有無、また通行人に被害を与えた場合の責任の関係について伺います。

有害鳥獣及び外来動物の捕獲について

8月の臨時会で、外来動物の捕獲罠購入のための補正予算が議決されましたが、町内の地区別捕獲頭数、外来動物駆除従事者講習会の参加者数、来年度以降の捕獲罠の購入や講習会実施の考えについて伺います。

また、エゾ鹿、カラス等による被害も相当見られますが、町内において有害動物の駆除を実施できる人が少ないと聞いておりますので、そうした人たちのボランティア活動に頼っても、捕獲は進まないと思っております。有害動物駆除従事者に対する費用負担も必要だと思っております。考えを伺います。

菅原町長

最初に農業振興についてですが、現在、産業振興において農家意向調査を実施し、町内農家の現状と将来に向けた事業展望などの意見を取りまとめるところであり、この度の集計においても、農業者の高齢化や後継者不足が顕著に現れる結果となっており、本町における担い手、後継者対策が急務と

なっております。

担い手対策の第一は、農業を魅力ある産業とすることでありますので、農家の所得向上に向けた高収益作物の導入、拡大に対する支援強化を図ってまいりたいと考えておりますが、農地の利用集積や流動化による規模拡大や農作物の効率化を図ることも重要でありますので、今年度実施した意向調査における、農地基盤整備要望の分析を行いながら、国営事業の展望について、小樽開発建設部とともに検討を行ってまいります。

さらに、花嫁対策につきましても、平成18年度まで、お見合いパーティーに対する補助を行ってまいりましたが、得られた事業効果の結果から、内容の再検討を求められることとなり、後継者自らの企画立案による実施を模索し、今日に至っております。

ご指摘の、京極町におきましては、ホームページを活用した結婚支援が実施されており、これまで1件の問い合わせがあったと伺っております。

このホームページを活用した取り組みは、全国に情報発信できるとともに、費用も安価であるといったメリットもあります。

が、個人情報提示ということから、本人の同意が前提となりますので、後継者の方々と協議し、本町においても、同じ取り組みが可能か、検討してまいりたいと考えております。

また、北海道担い手育成センターとの連携については、現在も適宜行っておりますが、今後効果的な情報提供について検討を進めてまいります。

次に、郷の駅エリア商業施設の安全についてですが、郷の駅エリアの商業施設については、平成21年8月11日に、株式会社グリーンロードから、確認通知書が提出され、8月17日付けで確認報告書により、確認済みとなっておりますので、建築基準法に適合した建築物であると認識いたしております。

館内議員ご指摘のように、建物が町道末広町5号線に接近しておりますが、屋根が緩勾配となっており、雪止め処置を講じることと、雪止め処置で、落雪等により、通行人や車等に危害を与える可能性は少ないと見ております。

また、一般的に、落雪等により、万が一通行人等に損害を与

えた場合は、施設を所有する事業者が責任を負うことになりまので、町は責任を取らないという考え方でおります。

次に、外来生物駆除についてですが、特定外来生物であるアライグマの平成21年度の捕獲数は24頭となっております。

また、特定外来生物捕獲講習は8月6日に開催し、22名の方に参加をいただいております。

ちなみに、アライグマの地区別の捕獲頭数の内訳は、尻別、中里、留産、各1頭、鈴川8頭、花丘2頭、喜茂別市街地13頭という結果であります。

来年度の外来生物駆除の取り組みについては、これまでの捕獲状況を踏まえ、大型のアライグマに対応した捕獲檻や殺処分器材を導入し、多くの方が捕獲従事者となれるよう、講習会の開催も進めてまいります。

また、アライグマの町内生息数の増加により、農業被害が拡大しておりますので、捕獲者宅への引き取りなど、駆除に対する体制の強化のため、緊急雇用対策事業の活用を含め、検討してまいります。

カラス、エゾ鹿などの、有害

鳥獣駆除については、地元猟友会に、パトロールや駆除に対する支援を行っておりますが、この支援内容については、猟友会との協議に基づき実施されており、今後においても、猟友会との連携により、対応を図ってまいりたいと考えております。

また、アライグマ等の特定外来生物の駆除に対する支援については、有害鳥獣駆除との均衡を見ながら、新年度において検討したいと考えております。



消防出初式

決算特別委員会（一般会計）質疑要旨

菊地委員

最初に、平成20年度の決算意見書の中で、町税や使用料の納入状況が、全体的にまだ深刻な状況であり、財政の健全性、町民の負担の公平性からも、重要な課題として、政策的に対処することと指摘されております。

私は、昨年の決算特別委員会で、監査委員から過去2年間にわたって指摘されている、税及び税外収入に対する、徴収業務の一元化の充実と推進を意識した、徴収業務体制の確立について質問をしております。

その時の町長の答弁は、徴収業務の一元化に、確固たる組織をまだ持ち得ずにいるが、徴収業務の一元化については、税務課にしわ寄せするというのではなく、各課が連携、協力し、徴収に努めるとの答弁であったと思います。

今回、決算審査の意見書において、徴収業務の向上に対する更なる指摘を受けることになった要因として、昨年の町長答弁

にあった、各課の連携、協力というものが、十分に機能しなかった結果ではないかと推測されるわけですが、そこで、昨年の答弁内容を踏まえた中で、今回の決算意見書の指摘というものを、町長は、どのように受け止め対処しているか伺っています。

菅原町長

菊地委員のご指摘のとおりであり、私も、決算の状況を大変厳しく受け止めております。

昨年も申し上げましたが、できたところでありましたが、できれば、最終的な一元化にも結びつかないということ、ここ数年考えてきました。

その結果として、なかなか成果が上がらないというご指摘ですので、これは本当に申し訳ないと思っております。

ただ、昨年度から、改めて担当課と徴収についての議論をしながら、最終的に、使用料等を

納められないという結果になった場合には、当然、訴訟もやむなしとの判断に到達するのではないかとということ準備を進め、平成19年に要領の設置、20年には滞納者等の分析と、整備を進めてきたところでです。

今年度において、それらを具体的に進めておりますが、なかなか成果が上がらないことについては、ご指摘のとおりでありますので、今までの経緯を理解していただき、今後に向け、ご期待いただければと思います。

菊地委員

次に、毎年、決算意見書の中で、公営住宅の使用料の収入未済の関係が指摘されており、この度も、調定額の6・6パーパーセントにあたる3百82万9千円の収入未済額が発生したとの指摘とともに、過年度分においても、調定額の5パーセントより収納されていないことの指摘がされております。

しかし、決算説明資料の中では、これらの滞納額の解消に向けて、担当課が、どのような対応を行ってきたのかの記述がなく、実態が良くわからない状態となっておりますので、公営住

宅の入居者が使用料を滞納している主な要因と、担当課が滞納額の解消に向け、どのような対応をされてきたのか伺います。

藤井建設課長

公営住宅の入居者が使用料を滞納している主な要因は、ここ数年に限りまると、滞納者の数に大きな変化はなく、経年すること滞納額が増える傾向にあることから、限られた方による滞納が収入未済額の増加につながっていると考えております。

その他の入居者には、多少の遅れはありますが良心的な対応をしていたと考えております。

したがって、滞納者の経済状況の悪化や生活困窮といった実情が多少はあるものの、滞納者の故意的なものがあると判断しており、その意識の慢性化が要因の一つと考えております。

担当課としては、国民健康保険税や住民税等の収納を優先させる本町の考え方に甘んじ、使用料の滞納に対する遅れをとってきたのが、今日までの滞納額の増加につながったものと深く反省し、今年度より課内の対応を強化しております。

徴収強化の内容ですが、平成

19年に、喜茂別町営住宅等家賃滞納整理等事務処理要領を作り事務を進めており、平成20年度においては、滞納リストを作成し、その内容と経過を整理し住宅明け渡し請求訴訟に耐えられない事項を備えてきました。

また、平成21年度においては要領に基づき、長期にわたる高額滞納者であつて、誠意ある対応をしていただけない入居者には、連帯保証人に対し納付協力依頼を行つております。

その成果として、平成20年度出納閉鎖後から現在までに、平成20年度の現年度分37万3千4百円、過年度分1百9万5千6百円、合計1百46万9千円の収入未済額を徴収しており、今後とも電話催告や戸別訪問、法的手段等により、収納状況の好転に努めてまいりたいと考えております。

菊地委員

次に、公営住宅の管理は、入居者の使用実態の把握や関係条例に基づいた正常な使用がされているかなど、注意、関心を持つて管理業務にあたることが重要だと思ひます。

これまでも入居者が正常な使

用をしてないため、退去後に新たな入居ができず、最終的には町費を用いて原状回復したという経過があり、その時の議会の補正予算審議において、公営住宅の管理に対する厳しい指摘が出ております。

今後、そうした事例が発生しないよう、使用状況の実態を十分に把握しておく必要があると思ひますが、担当課として、公営住宅の管理業務というものをどのような考えの下に行つていくのか伺ひます。

藤井建設課長

補正予算時において、議会から厳しい指摘をいただき、改めて管理のあり方について、検証してきたところです。

これまで管理において強化した点として、公営住宅入居の際に、入居者の費用負担、保管義務、明け渡し請求条件、退去手続き等を記載した、入居者の心得を渡し、常に必要な注意を払い、正常な状態を維持するよう喚起しており、既存の入居者には、共用部分の清掃、除雪のあり方やペット動物の飼育等について、他の入居者に迷惑にならないよう、掲示板を活用し啓発

に努めております。

しかし、入居者の中には、いまだに正常な使用をされない方が見受けられますので、このような入居者には、個別に注意文書の配付や訪問をするなど、粘り強く注意を行つております。

今後は、人口の減少を踏まえ老朽化する住宅リフォームの実現など、本町での定住促進に向けた努力をしてまいります。

また、入居者との契約についても、現状を反映させたものに変更することや、町内会や地区会の一員としての心得等を盛り込むなど、内容を改めたいと考えております。

山下委員

最初に、平成20年度の執行方針で、厚生クリニツクの無床となつた2階部分の有効活用や健康づくりについて、町民や関係職員とともに知恵を出し合いながら、北海道厚生連に働きかけをしていくと述べられておりますが、どのような協議や行動を行つたのか伺ひます。

菅原町長

この関係は、病院からクリニツクに変更した段階から大きな問題でありましたので、私も、今まで厚生連に対し様々な提案を行つてきております。

当初は、いろいろなりハビリでの使用を考えたり、あるいは今年から2階の一部を健康相談に使つておりますが、大きな効果に結びついてはおりません。

いずれにいたしましても、厚生連の持ち物として責任をもつて管理していただくことが第一だと思つております。

現在、倶知安厚生病院のりハビリ等というものを役割分担できないかという話を進めておりまして、この関係は院長も一定の理解を示しております。



剣道新年初稽古

ただ、これについても俱知安厚生病院自体が、今、大変危機的状况であり、なかなかその話を持っていけない状況です。

もう一つは、今回、喜茂別町として、北大との連携の中で健康診断を行い、おおよその考え方が出てきており、担当教授から、本町の住民の運動量の不足を指摘されており、リハビリを含めた室内運動ができるようなものに切り換えることも考えに入れ、これからも工夫を重ね、それを協議に持ち込んでいきたいと思っております。

山下委員

行動は起こしていても、確たる政策というのは、なかなかできないというのが現実だと思えますが、町民から見れば、2階部分というのは、もつたいないという声が聞こえてきます。

そこで、あの2階部分を休止状態にしておく、町にとつてはどのような不利益が起こるのか伺います。

菅原町長

不利益としては、町が百パーセントの赤字補てんをするということですので、1階2階の暖

房のコントロールができないところで、使わず利益を生まないところに余計に暖房等の管理費等がかかり、クリニックの運営だけで賄いきれない経費として計上されることになり、これらは直接の不利益だと思っております。町民の活用などは、マイナスの要因になると思っております。

また、あの2階が遊んでいることでの返還義務の関係については、今のところ、所管である農林水産省から、正式な文書で来ておりませんが、今のところ返還命令が無いような方向で進めておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

山下委員

平成20年度の決算説明資料の中で、各種健診等の受診状況における循環器及び特定健診の受診者数が2百70名となっており、この人数は限界的なものなのか、それとも、まだ受診者を増やすことが可能なのか。また、限界の人数というのはどこまでなのか伺います。

桜井健康推進課長

限界の人数については、対象者に、できる限り受診願う部分だと理解しておりますが、受診の傾向としては、高齢者の方が多く、受けていたきたい30代40代の方が受けていない状況となっております。

その中で、本来、事業所独自で行う健診を、一般の住民の受診者と一緒に行われる配慮など、努力をしております。

また、過去の受診数は、平成18年度2百60名、平成19年度約2百80名、平成20年度2百70名であり、広報、その他でPRをしておりますが、今のところ、健診の意識を持っている方は3百名程度で、このため、さらなる意識を深める目的で、今回、北海道大学による健診も進めているところと伺います。

今後、北海道大学の健診も複数年続けていただく中で、町民の方が健康、健診に、できるだけ意識を持っていただけるよう努力をしております。

菅原町長

ただ今、課長が答弁しましたが、今後、政策的な健診努力を

やっつけていかなければならないと思っております。

今回、北海道大学の健診を行う中で、健診を受けた町民の方々が健康に興味を持たれたということや、今までの健診と少し違うやり方という点では、町側の動機付けというものが大変重要だということや、学ばせていただき、今後、より受診率を高めることで、町民の方の健康や病気に対する予防意識が向上するものと思っております。

山下委員

次に、障害者自立支援法の関係で、障害福祉計画の中の、平成18年度から20年度を第1期とした計画が終わり、平成21年度から23年度までを政策期間とした、第2期計画が始まりますが、第1期の見直しという点において、どのようなことがあったのか伺います。

藤巻住民福祉課長

障害福祉計画の見直しの関係ですが、数値が主な部分で、具体的な数値については、今、資料を持っておりませんが、第1期計画に、障害者のそれぞれの目標数値が定められており、そ

れに対する変更部分の数値が定められております。

山下委員

教育関係で、先に平成20年度の評価報告書の中に、特別支援連携協議会を設置するなど、成果は見受けられるが、改善点として、保護者の特別支援教育への理解不足の解消と保護者との連携強化を進めるとあります。

私は、保護者の理解は大事なことだと思っておりますが、このへんの解消というものはできているのか伺います。

麻生教育長

特別支援教育については、従来の特殊学級が特別支援教育という名称に代わったもので、近年、発達障害と言われる子どもが増えていることから、特別支援学級の設置の外に、普通教室においても、発達障害を持つ子どもへの支援を強めていく目的において特別支援教育が重要視されており、本町にも、発達障害をお持ちのお子さんが普通教室においても見受けられます。

昨年度から、特別支援教育の支援員を、喜茂別小学校の1年生の教室に配置しております。

発達障害の言葉の内容については、非常に難しいもので、医師から明確に診断されている場合もありますが、注意欠陥多動性障害に該当となる、日常的に落ち着きのない子どもの事例や学習障害に該当する、落ち着きがなく勉強に集中できないという事例もあります。

このような、事例に該当する子どもに、特別支援教育の充実を図っていくということは、取りも直さず、クラス全体の教育の質を高めることとなりますので、これらの実態や、特別支援教育の支援員の配置の経過について、学校からも、保護者の方にも説明しております。

また、成果の中にあります就学支援シートを作成し、保育所から小学校への引継ぎの充実を図っており、教育委員会といたしまして、特別支援教育に対する理解を深めていきたいと考えております。

日下委員

最初に、同僚議員から、町税の収入未済額の悪化についての指摘があり、公営住宅については、その要因が説明されましたが、町税の収入未済額の悪化の

要因については、どのようなものが考えられるのか伺います。

佐々木税務課長

町税の収入未済額の増加については、町民税で、全体の2・5パーセントの減となっておりますが、これは個人所得割の減という面が大きく、景気悪化などの影響と考えております。

また、大きく落ちてきているものとしては、固定資産税の滞納分です、これは大口の滞納者が分納により納付しておりますが、改善に至っていないことが大きな要因であり、収入未済額の増加につながっております。

日下委員

次に、財産収入ですが、これについても、町税や公営住宅と同様に収入未済額があります。

この中身を見たとき、過年度分町有財産貸付料や職員住宅貸付料が多いわけですが、過年度の徴収後の金額はどのくらい減っているのか。

また、全額収納の目処は立っているのか伺います。

内村総務課長

過年度分の町有財産貸付料については、平成20年度の出納閉鎖後において、記載金額の2分1程度にあたる8万3千2百円ほど納入されております。

債権者の方は、再三にわたる催告の中で、早期の納入に努めており、今年度中には完済の目処が立つと思いますが、今後もし引き続き債権管理の部分について、滞りなく納入されるよう努めてまいります。

また、職員住宅貸付料の収入未済については、現在、分納の誓約をいただき、少額ではありますが、10万9千円の内の3万円程度が納入されている状況であり、こちらについても、引



喜茂別保育所もちつき

き続き納入のお願いをし、完済していただくよう努めてまいりたいと考えております。

日下委員

次に、不動産売り払い収入の中で、10万5千円の収入に対して、55万8千円の収入未済額があります。町は売買後、債権という形の中で、財産が無くなるわけで、この管理をきちりやらないと、結局、町は財産を無くすると同じ状況も考えられるわけです。

この件について、町の財産に代わる収入として、どういう計画で、いつまでに収入として計上できるのか伺います。

内村総務課長

この売り払い収入の件については、昨年度10万5千円の納入をいただきましたが、債務者の方には、平成21年度に入った出納閉鎖後に、5万円ほど納入をいただいております。

現在、債務者の方と協議をして、分納をしていただいている状況ですが、今現在、50数万円残っておりますので、3年から5年という、できるだけ早い期間での解消に向け、債権

管理をした中で、納入に努めていきたいと考えております。

日下委員

次に、弁償金の調定額が2千9百34万円（千円単位）になっておりますが、当初予算において、収入予定額として1百80万円を組み、収入済額が63万円となっております。

いろいろな事情があることについては、行政報告等で報告は受けておりますが、その後、弁償金について、どのような話し合いをされ、どのような収入努力をされているのか伺います。

内村総務課長

平成20年度の弁償金については、当初、勤務している間は、15万円を定期的に入れていただくということ、合意書を交わしております。

それに基づき当初予算に計上しておりますが、年度途中の6月いっぱい、会社を辞められたということで、7月以降については、勤務をしない場合の合意事項に基づき、毎月2万円を納入されている状況です。

平成21年度の協議の中で、2万5千円とする合意がなされ、

それらに基づき、現在まで納入されているところで。

また、合意書の中で、毎年2月に、その年の4月から翌年の3月までの1年間の支払金額について協議する条項になっておりますので、それらに基づき、当方としても代理人の弁護士を通じて、相手側の弁護士と協議を行っているところですが、現在、相手方が勤務していない状況で、年金が主な収入ということでありますので、これらの状況を勘案し、本町としても、合意書に基づいた内容で支払をしていたと、進めております。

日下委員

次に、定住促進対策事業の関係で、当初、出産祝い金ということで60万円を計上し、全額執行されております。

思い起こせば、この予算審議のときに、過去にあった定住促進事業は、一定の成果を見ながら一度終わりにし、平成20年度は、出産祝い金のみ計上ということ、私は、他の定住促進の考え方について質問をした記憶があります。

そのときには、定住促進のための事業というのを、広く促える中で、今やっているまちづくり交付金事業も、その定住促進という考え方からすると、そういう予算だという説明を受けておりますが、現在、保育所を含めたまちづくり交付金事業の目処が立ち、その後の定住促進について、町は、どのような考えを持って臨むのか。

単に、少子高齢化も含め、人口減だ、商工業も農業も厳しいということ、嘆いていてもしようがないことで、まちづくり交付金事業も一段落し、これから様々な施策を持って、定住促進や人口減に歯止めをかける考



喜茂別高校閉校式

えもあるでしょうが、そういう考え方を、そろそろ持つていかないと大変な状況というものは、すぐにもやつてくるような気がしております。

そこで、これら定住促進関係について、今、どのような考えをもっているのか伺います。

細田産業振興課長

定住促進に関する今後の方向性ということですが、定住促進事業については、平成19年度で条例が廃止となり、平成10年度より実施してきた事業が終了したところです。

この約10年間に及ぶ事業の結果としては、人口減少を遅らせるといって、一定の成果は得られました。最終的に減少の歯止めには至らなかつたわけです。

また、祝い金などの直接的な支援が、定住を動機付けられるまでの効果を果たせなかつたという評価をしているところです。

条例廃止後の定住促進については、これまでの直接的な支援や助成だけではなく、安心して産み、健やかに育てられる環境づくりや魅力あるまちづくりなど、この町に住み続けたいと思ってくれる、まちづくりが重要

との考えから、これまで、まちづくり交付金事業において安心して産み育てられる環境づくりや生活の利便性向上に向けた道路整備網の整備、地域経済再生と雇用拡大の基盤づくりの推進による、魅力あるまちづくりの実現により、定住促進を図ってきました。

この、まちづくり事業も、平成22年度をもって終了し、一つの区切りが付きまます。

本町としても、平成22年度以降の移住促進を含めた定住促進をどのように進めていくかについては、重要な課題であり、現在、策定を進めている自律プランの内容とも非常にリンクする部分もありますので、内容を十分に吟味しながら、平成22年度以降の政策に反映させていきたいと考えております。

菅原町長

今回の政権交代により、子ども手当や所得補償などの直接支給が、国家戦略の主流になっていることが注目を集めておりますが、本町においても、これまで直接払いを主とした定住促進事業が実施され、総額6千万円の補助金が投入されてきたとこ

ろであります。

しかしながら、私が町長になつてから、直接的なお金の投入ということよりも、住み良いまちづくりを実現するための社会的基盤整備を進めることが、よりに定住を促進するとともに、建設業を中心とした産業振興も推し進めることができるの思いから、子育て環境整備や街並み景観整備などを中心とした、まちづくり交付金事業」を実施してきたところであります。

これにより、本町の市街地における環境整備は平成22年度で終了いたしますが、今ここで問題となつておりますのは、比羅岡、鈴川、双葉、栄などの限界集落や中心市街地以外の地区の人口減少であります。

これらの地区で、定住を促進し、地域を残し、あるいは発展させていくことは大変重要なこととありますので、農業の活性化、合併浄化槽などの生活環境整備、交通体系の整備などについても検討してまいります。

また、これらの定住に関する施策については、総合計画の中にきちんと示すことが重要でありますので、現在、町内のNPO法人が、北海道から指定を受

けて実施している、調査研究の結果や自律プランの結論に基づく、定住促進施策を総合計画の重要施策と位置付け、取り組んでまいります。

日下委員

次に、道路委託料の除雪費の関係で、当初予算4千2百万円に対して9百50万円を補正し、最終的に、不用額として1百35万円を残しておりますが、平成20年度の支出済額を合わせますと、5千54万円の除雪費がかつたということになります。

私は、補正で出してきたのはあくまでも、当初見積りに対する臨時的な予算であると認識しておりますが、平成20年度で最終的に支出した5千54万円の金額と、平成21年度の当初予算5千51万円の金額が同じような数字になっております。

平成20年度の決算額が、単に雪が多いための補正が要因ではなく、元々、過少な当初予算を立て方をしたためという考え方もできるわけで、そのへんについて説明を願います。



藤井建設課長

除雪費については、過去の降雪量を基に、実際に除雪業者が稼働した時間を、タコメーターで把握し、巡報で報告してもらった形の中で、過去3年の実績の平均値を出し設計時間としており、設計時間数に大きな変更はありません。

ただ、平成20年度と平成21年度で大きく変わったのは、諸経費をアップしていることと、貸与機械の損料というものを見込んでおり、その分が増額となっているということです。

日下委員

次に、毎年、決算書の中で流用が見受けられ、この流用については、認められている部分があります。これが多いかどうかの判断や、流用の適正について、財務を扱っている部署としてどのように考えているのか。

また、財務規則で流用する場合のことが定められておりますが、財務規則15条の3項で、流用してはならないものとして、当該、予算計上の目的に反する流用はしてはならないということとを謳っております。

この、当該予算の目的に反する流用というのは、誰が判断するものなのか、伺います。

内村総務課長

平成20年度の決算書においても、少なからず予算の流用が計上されておりますが、これらについては、それぞれの細目において、緊急的に処理しなければならぬものを、財務規則等のつとより、適切に処理されているものと理解しております。

また、財務規則15条3項の目的に反する流用としては、前段の、同条第2項において、財政

担当課長が申請書を審査し適当と認めるときとなっており、最終的に、町長の決裁を受ける手続となっておりことから、流用に関する審査については、財政担当課長が行うことになるものと理解をしております。

日下委員

流用については、限定されているとはいえ、法律上は認められております。

ただ、予算審議において、身をチエックする立場の議会としては、あまりに流用が多いということになれば、議会本来の目的であるチエック機能が働かない危険性もあることから、できれば、補正等で議会のチエックを受けるような体制が必要だと思っております。今後の流用についての考え方を伺います。

内村総務課長

流用については、限られたもので行ふべきと考えており、そうした意味から、補正等で対応し、議会のチエックを受けていくというのが、望ましいあり方ではないかと思っております。

今後においては、緊急不可避的に生じる、本当に必要なもの

について、財政担当の方でチエックをしながら、適切に運用されるよう努めていきたいと考えております。

日下委員

次に、平成20年度の当初予算で、経常収支比率は92・3パーセントでありましたが、決算では努力のこいもあつて81パーセントとなっております。

平成20年度の当初予算は23億3千8百万円で、決算においては24億8千7百万円と、予算が膨らんでおり、経常収支率を計算するとき、分母が大きくなり分子が変わらなければ、当然、経常収支率は小さくなります。

例えば、投資的経費が大きくなると、経常収支比率は小さくなりますが、一方では、投資的経費が増えるとする将来的な公債費も大きくなるという側面もあると思えます。

今、北海道では健全化判断比率等の速報値というものを出力しておりますが、例えば、この速報値に載っている指標を見ますと、喜茂別町は平均のところと、公債費比率もありませんし、将来負担比率も、全道的には真ん中のレベルくらいで、後志全体で



中学生芋だんごづくり体験学習

は良い方の部類に入るのではないかと思います。

ただ、他の町を見たとき、財政的に厳しい中で、公債費比率や実質公債費比率は低いが、将来負担率が非常に高く、経常収支率は悪いということで、その町の人に聞くと、財政が非常に悪いという話であります。

本町の決算の状況を見たときに、このへんの数字の見かたという部分において、良い状態であると言えるかと判断しているのか伺います。

内村総務課長

ご指摘のとおり、様々な要素の中で、特に、収入に占める交付税の影響というものが大きな要因の一つであり、交付税が見込みよりも少しでも多く入ってくることで、今、言われている指標の部分が大きく変わってくる状況があります。

特に、本町の財政状況を見ますと、交付税の占める割合が収入の半分以上という状況でありますので、これらの推移については、その年度の3指標についても、悪化したり良くなったりという状況が考えられ、交付税の影響を大きく受ける財政構造

となつていことから、今後においても、交付税の推移によっては、年度の指標に大きな変動があることに、留意しなければならぬと考えております。

また、今現在の、本町の財政状況は、後志管内の中で、真ん中くらいの平均的なところになります。今後財政構造の強化を図りながら、財政の悪化を招かないような形での財政運営にあたつてまいります。

日下委員

最後に、今、健全化判断比率も含め、地方会計に対する、国の基準が変わつてきており、新年度から、新しい制度が取り入れられることになっておりますが、どういう考えを持って、新しい会計制度に対応しているのかとされているのか。

また、自治体によっては、公認会計士や外部にアドバイスを求めたりする中で移行していくという考え方もありますが、本町としては、今の、現状の職員体制の中で研鑽を重ねることで対応できると考えているのか伺います。

内村総務課長

新しい会計制度の取り組みについては、すでに都道府県においては、始まっているところもあります。

本町においても、これまで総務省で示されている基準的なものを踏まえて、どのような問題点があるのか、検討を進めてきたところです。

新たな会計制度は、これまでの公会計で行われていた単式簿記や現金主義会計を、民間企業と同じような、複式簿記の中で発生主義に基づいた方式として行っていくことが、一つの大きな柱となっております。

この発生主義会計の中での留意点としては、様々な町において保有している、資産の評価部分について、適切に行われなければ、制度自体の運用が精確なものとならないことから、先の議会の中で補正予算の議決をいただいた、公共施設のデータベース作成委託業務の中において資産状況の評価を行い、それらに基づいた数値を情報として盛り込みながら、今回の公会計制度の取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、ご指摘のとおり、自治体によつては、公認会計士や企業会計に詳しい方のアドバイスをいただき、進めていくという事例も把握しております。

現在、本町においても、これまでの財政や財務情報部分の整理を含め、財政係の方で取り進めておりますが、新しい会計制度のシステムが提供されている部分がありますので、それらを活用しながら、できる限り職員の中で進めていくというのが基本的な考えであります。

ただ、職員が分からない部分部分は、北海道や後志支庁から、様々なアドバイスをいただくことを考えておりますが、場合によつては、外部の様々な知恵も借りながら、進めて行きたいと考えております。

越後委員

北海道厚生連から、関係7町村に対して、倶知安厚生病院の損失額5億円、医師確保分2億円について、補てんを願う旨の申し入れを受け、倶知安町議会では、この件が議論されていると新聞報道されております。

この関係は、決算とは直接の関係はありませんが、喜茂別

町は厚生クリニックスの損失額の全額を補てんしております。

こつした関係がある中で、俱知安厚生病院の損失補てんに対し、新たな負担を求められることがあるのかどうかについて町長の考えを伺います

菅原町長

赤字補てんや厚生連が運営しているという点では、関係がありますし、特に本町の場合、厚生クリニックスがあるため、関連があると思っております。

この関係では、医師確保分の2億円と、5億円の赤字の内の2億円の負担を求められておりますが、その後の協議で、町村負担分の総額として1億2千万円、大体これで決着を付けなければならぬと思っております。その負担のあり方ですが、最近の協議の中で、厚生病院の所在地である俱知安町は、利用者数や経済効果という点で、単に7か町村の按分ということにはならないということで、俱知安町6割、他の町村が4割を持つことで良いのではないかという意見が出ております。

本町の立場としては、厚生連に対する2重のお金の出し方と

なりませんし、京極町も国保病院の赤字補てんをしているということで、両町が、この6割4割について、意見を述べているということでもあります。

また、単に自治体が補てんするというのではなく、国の方に特別交付税算入という形で、一部を補てんしてもらうということも、まだ決まってはいませんが、今、進めております。一方、厚生連の経営努力を求めするため、今、俱知安厚生病院の経営診断をかけ、新たな答えを求めております。

越後委員

次に、決算説明資料の中に土地開発基金として7千59万5千円、また財産調書の中に土地開発基金の宅地9千4百4平方メートルと6百44万2千円の記載があります。

この内容については、公共用地として基金の中で管理しているものだと思いますが、双方の金額の違いについて伺います。

内村総務課長

決算説明資料の土地開発基金の関係ですが、こちらについては、持っている土地の評価した

額も含め、平成20年度末残高として7千59万5千円となっております、主な土地としては、旧国鉄の宿舍跡地です。

また、財産調書の中の土地開発基金については、現金の残高でございます。

越後委員

次に、昨年の9月議会で、土地開発公社の解散に関する議決がされ、出資金については、町会計に戻すと説明しておりますが、出資による権利として決算上では、まだ3百万円残っておりますので、議決後の処理てん末の関係について伺います。

内村総務課長

土地開発公社の出資金については、9月議会で補正予算の議決をいただき、手続きを進めておりましたが、北海信金の株主会議での出資金の返還承認の手続きの関係で、決算年度末の3月31日までに処理できなかったため、整合のとれない形になっております。

その後、北海信金からは、4月に入って出資金3百万円の返還をいただいております。

越後委員

次に、平成20年度において、一部の支出があったので、あえて伺いたいと思います。

郷の駅の情報発信センターの建物に、旧農協の石造り倉庫を活用するという事で、平成18年度に解体保存のための予算措置をしております。

すでに工事が終わり、外壁等も、周りから十分に見えるようになりましたが、あの解体保存した石のすべてを使っていないように思われます。

そこで、石の使用した割合と残っている分の活用方法について、どのように考えているのか伺います。

細田産業振興課長

ようてい農協が所有していた石造り倉庫の石材は、郷の駅のトイレ、インフォメーションセンターの上屋建設に活用しておりますが、さらに来年度建設予定の、ビューポイントパークの整備においてもこの石を使っていく予定であり、最終的に、解体で取り出された石は、残さない形で利活用する考えです。

また、今回、インフォメーシ

コンセンターとトイレで使われた石については2百個程度で、残っている石は、大体、半分から3分の1程度の量になります。この取り出しした全部の石が活用できる状態になっておりませんので、その中の活用できるものを、来年度に整備を予定している、ビューポイントパークの公園整備の方で活用していきたいと考えております。

越後委員

当初、喜茂別町の歴史的な建造物として何とか活用したいという話でありましたが、実際の設計や施工において、解体された石の全部は使いきれないということなのか。

少なくとも、3百20万円の費用をかけているわけで、それに見合った活用はきちつとしていただきたいと思っておりますので、考えを伺います。

菅原町長

きちつとした歴史ある物の使い方をとという指摘は、そのとおりであり、あの倉庫自体の本町の大変な歴史的価値の重み是非とも活かすという、当初の狙いであり、これを後世に残るよ

うなものにしていかなければなりませんので、きちつと使っていきたいと思っております。

ただ、ちよつと割れているものがあつて、元々、正規の石の大きさはなく、老化とともに一部が破損、あるいは割れているものがありますので、そういうものは使えないと思っておりますが、できるだけ当時の、60年70年前の、そういう意志を尊重したような形で活用してまいりたいと思っております。

新居委員

平成20年度の決算における執行率が85・6パーセントとなっており、前年度対比で10ポイント近く低くなっているのは、どのような要因によるものか。

また、不用額が前年度対比で約1千4百万円増えており、中を見ると、民生費関係で2千5百万円程度、教育費で7百40万円程度、人件費で1千1百万円程度となっております。

特に、人件費の中の時間外手当、それと民生費や教育費において、どの程度の不用額があったのか伺います。



そばづくり体験教室

藤巻住民福祉課長

民生費の関係では、昨年度から実施しました福祉灯油の支給実績において50万円程度、各種障害者に対する介護給付などで1百万円程度、また、昨年度から民間委託した除雪費の削減、保育児童の減による給食資材費の減、児童放課後対策費の人件費の減などが、不用額の主な要因となっております。

桜井健康推進課長

民生費の老人福祉費の関係では、介護保険利用料、生きがいデイサービス委託料、配食サービス委託料、外出支援サービス委託料、電話サービスや除雪サービスなど、実績に基づき支払われるものの減が、不用額の主な要因となっております。

今川教育次長

教育費の関係では、各小学校の需用費、学校給食共同調理場管理費の需用費の中の燃料費及び修繕費の減などが、不用額の主な要因となっております。

内村総務課長

執行率が83・1パーセントとなっている関係では、平成20年度地域活性化交付金事業の大半が、平成21年度に繰り越したことから、定額給付金事業における実際の給付を、平成21年度に行っていることなどが主な要因となっております。

また、職員の時間外手当分の不用額については、70万2千6百71円となっております。

新居委員

次に、決算審査意見書の中で本町の財政状況は、前年度より改善のきざしがあるものの、将来のための蓄えが乏しく、今後も財政健全化のための経費の抑制や改革の継続が必要と提言されております。

しかし、昨年度と今年度の基金全体の残高比較において、財政調整基金は3億3千万円程度増えておりますが、基金全体では、昨年度の6億4千万円に対し、今年度は5億9千万円と減っております。

そこで、本町の町村規模における、安定した財源規模と言われる、財政調整基金がどれくらいであれば心配しなくて良い額と言えるのか伺います。

内村総務課長

基金は多い方が良いと思いますが、本町の財政健全化における、3指標の中の将来負担比率が、今年度101・3パーセントという点からすると、その率が少しでも低くなるような形の中で、基金を増やしていくことが必要だと思っております。

また、本町は今後、様々な公

共施設整備がありますので、ある程度の蓄えを持つて事業展開

を考えなければならぬことから、当面、将来負担比率が百を下回る少しでも低い率に抑えていく形の中で、財政の健全化を進めていく考えでおります。

戸井委員

最初に、修繕費の関係で、事業年度中に建物が部分的に壊れたということ、修繕費の補正が何回か出ており、工事の実施においては、町が業者などから見積りなどを取って行うと思いますが、この見積りを取る方法について、例えば業者間での差がでることあることから、1社だけで取るのか、または2社以上の複数業者から取るのか伺います。

藤井建設課長

建物修繕の関係では、北海道の建設単価に基づき積算を行いますが、北海道の単価表に無い特殊なものは、業者から見積りを取り積算しており、通常は3社から見積りを取り、その平均値を単価としております。

戸井委員

次に、本町にいろいろある民間団体等に、助成金や補助金を支出していると思えますが、各団体の活動状況、補助金の出し方や使途などのチェックを行っているのか伺います。

内村総務課長

補助金は、補助団体の補助申請に基づき、各補助団体が事業を実施しますが、事業の完了後に事業実績報告書の提出をいただき、その中で不用額があれば返却願う形になっております。

ただ、運営費補助の中で、経年にわたり補助を行っている団体等で、引き続き次年度においても執行されるものもあります。原則的には、単年度予算の中で事業が完了することになっており、事業の必要性等については、担当課の方で適切にチェックをしております。

戸井委員

次に、喜茂別町集中改革プランの事務事業の見直しの中で、サービスの量から、内容、質への転換の必要性、評価制度の導入による地域営業、マネージメ

ントサイクル確立ということが述べられており、これらの実施期間が平成17年度から20年度までの4か年で、18年度着手、19年度試行、20年度実施となっておりませんが、実際にやられた経過について説明を願います。

内村総務課長

評価部分としては、平成21年度の予算編成時から、一つの事業の必要性といった部分を見極めながら、それぞれの担当課において、適切に評価をいただき、予算のヒアリング等にあたる仕組みを作っております。

ただ、全体の評価システムについては、それだけに留まるものではありませぬので、今後において、さらに検討を加えながら改善等を図っていきたいと考えております。



冬の花火